

日本生体磁気学会 旅費支給に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、日本生体磁気学会（以下、本学会）の業務のために国内旅行する者に対し支給する旅費について定めるものである。

(対象)

第2条 旅費は以下の場合に支給することができる。

- (1) 会員が本学会の理事会、評議員会、事務作業等の業務のために旅行する場合
- (2) 本学会会員以外の者が、本学会の要請を受けて本学会の業務のために旅行する場合

(種類)

第3条 旅費の種類は以下の通りとする。

- (1) 運賃 鉄道運賃、航空運賃、船賃など移動に関する費用
- (2) 宿泊料
- (3) 日当 運賃の対象外となる移動経費に対しての固定支給費用

(出発地及び目的地)

第4条 運賃計算に関わる出発地と目的地は次のとおりとする。

- (1) 会員もしくは会員外の該当者の本務地の最寄りの鉄道（JR、私鉄）を出発地とする。
- (2) 業務に関わる勤務地の最寄りの鉄道（JR、私鉄）の駅を目的地とする。

(旅費支給基準)

第5条 運賃は、旅行に関する移動が他区市町村にかかる場合、並びに 10km を超える場合、最も経済的かつ合理的な経路及び方法により計算したものを支給する。

2. 特別急行料金などの割増料金は、実情に応じて支給する。

3. 旅行者より申請があった場合の航空機の利用は精算払いとし、領収書並びに搭乗半券の提出を義務づける。

4. 旅行者が用務のために宿泊した場合、一律1泊 13,000 円を支給する。

5. 同一市町村内の片道 50km 未満の移動、及び最寄りの鉄道駅と出発地、目的地の移動のため、一律、1日あたり 3,000 円の日当を支給する。

(旅費の不支給、調整)

第6条 本学会の学術大会期間中および期間前後に連動して開催される会議へ学会員が出席する場合は、旅費は支給しない。

2. 他の団体等の組織より旅費の支給を受ける場合は、実情に合わせて、重複支給のないようにする。

3. 会員が旅行する場合に謝金は支給しない。

4. 本学会員以外の者が旅行する場合の謝金は、別に定める。

第7条 旅費支給額の調整が必要な場合は、理事長が決定する。

(改正)

第8条 この規程の変更は、理事会の議決を必要とする。

附則

本規程は、令和2年7月17日より施行する。